第13号
昭和31年8月25日発行

# 広報ふじ

(毎月25日発行)

静岡県富士市平垣279番地
発行所 富士市役所
発行人 富士市長 遠藤俊治
印刷所 加藤印刷所

## 國民健康保険

### 八月一日より実施

当市の國民健康保険は皆様方の総意のもとに八月一日より事業を開始しましたことは御承知の通りであります。事業開始以来受診者数が開始前に比べ相当増加して参りましたが、これは保険によつて早期に治療を受けるようになつた結果と思われます。国民健康保険事業の目的は市民の相扶共済の精神によりお互いの健康の保持増進を計り病魔に見舞われたときでも手軽に治療を受けることが出来平素は安心して家業に励むことが出来ることにあるのですから不幸にして病気にかゝつたときや怪我をされたときは出来るだけ早く「受診証」を持つて行き治療を受け一日も早く全快するようにして下さい。

次に医者にかかるとき、世帯員が異動したとき、その他について皆さんに知つていていただきたいことをお知らせ致します。

◎医師、歯科医師等にかゝるとき

一、市と協定した医師、歯科医師及び柔道整復師の治療を受けられるときは必ず先に受診証を提出して下さい。緊急の場合で受診証を提出することが出来ない人はその旨を先に申しでて了解を得て受診し速やかに受診証を提出するようにして下さい。

受診の際に必ずその治療費の半額を窓口で支払つて下さい。

二、市と協定してない医師や歯科医師にかゝるときは受診証を使うことが出来ません。したがつて費用全額を支払つてその費用の明細書と領収書をもらいその明細書と領収書により市役所に市が負担すべき医療費の請求をしていただくことになります。市ではその費用の内容の審査を県審査会に委託してその決定額の半額を支払うことになります。明細書はその審査を受ける際必要であり之がないと審査を受けられません。したがつて支払いも出来なくなりますから必ず明細書はいただくようにして下さい。この明細書の用紙は市役所又は支所に用意してありますから先に持つて行くようにして下さい。

◎薬剤師から薬剤の支給を受けるとき

一、市と協定した医師、歯科医師から処方箋の交付を受けて薬剤師から薬剤の支給を受けることが出来ます。市内の薬剤師は全部協定してありますから半額を医師の窓口で支払うと同様の方法で薬剤の支給を受けて下さい。市外の薬剤師から受けるときは協定してない医師にかゝるときに準じた取り扱いとなります。

◎お産をしたとき又は死亡したとき

一、被保険者が出産(四カ月以上の流早死産も含みます)したときは助産費千円を支給します。

二、被保険者が死亡したときは葬祭を行う人に葬祭費千円を支給します。

◎被保険者の異動届

国民健康保険の被保険者は国民健康保険法及び市条例によつて社会保険、共済組合等の被保険者又は組合員及びその被扶養者以外は総べて被保険者です。したがつて国民健康保険の被保険者であるかどうかは社会保険等の被保険者かその被扶養者であるか否かによつて決まるものでありますから次のような場合は至急届け出て下さい。

一、被保険者に該当する者が出生したとき、又は死亡したとき。

二、被保険者に該当する者が転入したとき、又は転出するとき。

三、社会保険等の被保険者又は被扶養者が被保険者又は被扶養者でなくなつたとき。

「注」届け出でが遅れても保険税は異動のあつたときにさかのぼつてかゝります。

四、国民健康保険の被保険者が社会保険の被保険者又は被扶養者となつたとき。

「注」届けの際必ず社会保険の保険証を御持参下さい。

五、世帯主が変つたとき。

六、市内で住所が異動したとき。

以上の場合は必ず受診証と印鑑を持つて市役所の係か支所に届け出て下さい。

◎国民健康保険税

過日受診証と同時に配付した説明書に保険税の説明をしてありますが、あの税率は昭和三十二年三月三十一日までに納めていただく昭和三十一年度中のもので一カ月分又は一期分ではありません。尚税率も今少し低くなる予定で納期も九月、十一月、一月、二月の四回となる予定であります。

この保険税の税率は他の市町村よりも低い率でありますが保険事業の完遂上最重要な財源でありこの完納によつて始めて円滑な運営が出来るものでありますから普通の税金と同様に必ず期限内に納めていただくよう御願い致します。

尚この保険税は普通の税金のように徴税令書(ちょうしょ)によつて納めていただくことになります。

## 議会の動き

市民の皆様方には既に新聞紙上等で御承知の事と存じますが、前国会に於て市政の基本法規である地方自治法の一部改正が行われました。

それに基きまして当富士市議会も常任委員会関係につき改編を致さねばならなくなり、去る十二日の全員協議会に於て、左記の如く委員会の数、及びその名称、並びに委員氏名の決定を見まして、来る九月に開会される定例会より発足することになりましたので、御知らせ致します。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| 総務財政委員会 | 総務委員会 |
| 文教保安委員会 | |
| 土木委員会 | 建設委員会 |
| 水道委員会 | |
| 厚生委員会 | 民生委員会 |
| 衛生委員会 | |
| 商工委員会 | 産業委員会 |
| 農産委員会 | |

◎総務委員長 山田金吾
副委員長 鳥居一好
委員 田村正雄
土屋昌信
斎藤健治
佐藤富士雄
山仲誠一
川口清俊

◎建設委員長 影山辰男
副委員長 佐野喜郎
委員 漆畑一江
八木安一
田辺正美
小林伴三
飯塚彦作
常盤宗作
長谷川盛男
梅戸一二三
芝田幸太郎
佐野晴雄
佐藤恵温
志村幸三
三浦三郎
時田恵造
時田義次
羽切松雄
井出徳太郎
遠藤仙作
時田恒弥

◎民生委員長
副委員長
委員

◎産業委員長
副委員長
委員

## 台風にそなえて

### 水防資材など充分用意

"災害は忘れた頃にやつてくる"とよくいわれます。これから九月にかけて台風のシーズンに入ります。幸にして昨年は台風に見舞われることがありませんでしたが、一昨年、一昨々年の台風による大惨事もあり何時台風に見舞われるか何人も予測できません、台風は人力では防ぐことはできませんが、私たちの日常のちよつとした注意、準備で大惨事を未然に防ぐことができます。

市でも、台風シーズンにそなえて未結成であつた富士川および海岸地区の水防団の結成式を八月二日市役所グランドにて行い、潤井川、富士川、海岸三地区の水防団が編成され、市の水防態制も一応ととのいました。続いて八月二十日三地区水防団の合同水防演習を富士川左岸宮下水防倉庫附近で行い、出水期にそなえた実戦的な技術の研究と団体訓練の練磨に、炎天下、土俵ごしらえ、積土作業、川倉作業等に水防団員は終日汗を流して励みました。

三地区水防団の構成

富士川水防団
団長 野中俊雄
副団長 八木安一
団員 七八名

海岸水防団
団長 山崎勝太郎
副団長 渡辺儀作
団員 六二名

潤井川水防団
団長 杉山弥太郎
副団長 鈴木堯
団員 二一〇名

## 基本選挙人名簿の作製について

御承知のことと存じますが、各種選挙に使用する基本選挙人名簿は、毎年九月十五日現在で作製することになつて居りますので、八月下旬頃より調査員が各家庭に御伺いして調査いたします。御伺いすることは、税金とか、主食の配給とかとは別に切離して、選挙人名簿調製の目的以外には、使用いたしませんが、選挙権の有無について判断しなければなりませんので、個々の御宅によつては、相当突込んだ、御質問をする場合もあるかと存じますが、以上述べました様に、皆様方の大切な、選挙権を行使できるよう確実な名簿を調製する為の準備でありますので事実を、はつきり御答え下さるよう御願いいたします。

(富士市選挙管理委員会)

## 田子浦中学校特別教室竣工

昭和三十一年三月十日着工全年五月三十一日には早くも竣工した。この校舎には普通教室二の外、職員室、図書室、理科室、放送室、準備、教材室、等を包含し南校舎の改修と相俟つて特別教室として必要な施設もこれに依つて整備され、今後大いに、その教育効果を挙げ得るものと信じます。

田子浦中学校の北側に瀟洒な二階建校舎がいつの間にか新装も美しく建設されました。この校舎こそ歴代の校長、PTAが久しく待望して止まなかつた二二三坪の特別教室で、地元の協力を得て二八〇万円の工事費を以つて望月建設の請負う処により、旧富士中学校の校舎移築改造したもので

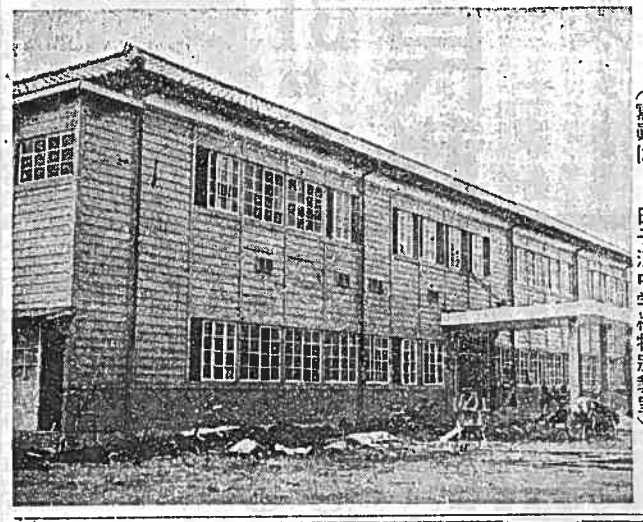

(寫眞は 田子浦中学校特別教室)

**広報をみんなが読んでよい暮し**

## ふえた希望配給米八月は十日分

食糧問題も、このところどうやら小康をえて、配給状態もいくらか緩和されたようです。

ことしの四月からは、普通外米は配給数量の規制がなくなり、消費者の希望する量だけ自由に買えるようになり、また昨年の十一月からは希望配給米も五日分にふえる等食糧事情も漸く好転してまいりました。

主食の配給割当量については、毎月小売販売業者の店頭に掲示されているとうりでありますが、ご参考までに本年五月から八月までの、一般消費者の配給割当量の状況と配給米の価格をお知らせします。

四月より八月まで配給割当日数

| 種別 | 配給日数 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|---|---|---|---|---|
| 内地米 | 9日 | 9日 | 10日 | 10日 |
| 準内地米 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |
| 内地もち米 | 2日 | 2日 | 2日 | — |
| 希望配給米(内地米) | 5日 | 5日 | 5日 | 10日 |
| 計 | 18日 | 19日 | 20日 | 23日 |

配給米価格表

| 種別 | 一瓩当りの価格 | |
|---|---|---|
| 内地米 | 一般配給 | 七六円五〇銭 |
| | 希望配給 | 八四円五〇銭 |
| 準内地米 | | 七六円五〇銭 |
| 普通外米 | 上級 | 六三円〇〇銭 |
| | 並級 | 五八円〇〇銭 |
| もち米 | | 八四円五〇銭 |

## 市民の声をお聞かせ下さい

私たちの住む街をみんなの手で住みよい街にするため、広報係では、市政に対する皆さんからのご希望、建設的なご意見や、日常生活で直面して困つている問題など、どんなことでも結構ですからご遠慮なく総務課広報係あてご投書下さい。今後毎月「市民の声」の欄を設けて、ご投書の原稿を掲載し、回答を要するものは、担当課に於て紙上でお答えいたします。投書原稿は百字以内、必ず住所、氏名、年令、職業を附記して下さい。紙上匿名は自由です。